

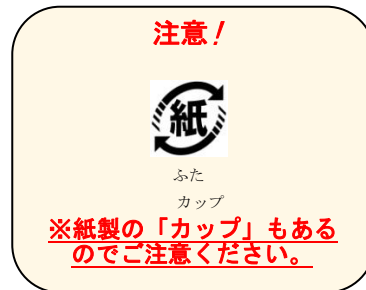
【容器包装プラスチックの分別について】

本表は、容器包装プラスチックの判断基準や容器包装プラスチックとして「収集するもの」「しないもの」の具体例をお示ししたものです。ご家庭で見える所に貼るなど、ご活用ください。

容器包装プラスチックとは、商品を入れる「容器」または、商品を包む「包装」であり、商品を消費したり、商品と分離した場合に不要となるプラスチック製のものです。

○まずはプラマークを確認してください。

(カップ麺の表示例)



(分別区分)

ふた ⇒ 「可燃ごみ」

カップ、外装フィルム、液体スープ袋 ⇒ 「容器包装プラスチック」

※汚れがあれば洗って乾かして出してください。洗にくいものは「可燃ごみ」として出してください。

○プラマークがない場合の判断基準

- ① プラスチック製であるかどうか。
- ② 商品の「容器」または「包装」であるかどうか。
- ③ 商品を使ったり取り出したあと、不要になるかどうか。



すべて該当するものが「容器包装プラスチック」になります。

※上記の条件に当てはまらないもの、判断がつかないものは「可燃ごみ」又は「粗大ごみ」として出してください。

○容器包装プラスチックの出し方の注意点

- ① 市販の無色透明の袋で出してください。(回収時に中身を確認するため)
- ② 廃プラを入れた袋を別の袋に入れる「内袋」はしないでください。
- ③ ボトル類は、キャップをはずして出してください。

【容器包装プラスチックとして収集するものの具体例】

分 類	品 目
①袋類	<ul style="list-style-type: none"> ・ スナック菓子などの袋 ・ スーパーのレジ袋 ・ 飲料パックのストローの袋 ・ 弁当のスプーンの袋 ・ 説明書、保証書の袋 ・ 背広カバー ・ 果物を入れるネット状の入れもの
②包装類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品を包んでいたプラスチックのシート ・ ペットボトルなどの外フィルム
③ラップ類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料品などを包んでいたラップ
④カップ・パック類	<ul style="list-style-type: none"> ・ アイスクリームやプリンなどのカップ ・ 豆腐や卵などのパック ・ プラスチック製のカップ麺などのカップ ・ 食料品や日用品など詰め替え用のパック
⑤トレイ類	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンビニ弁当などのプラスチック製の容器 ・ 肉・魚などのトレイ ・ 菓子・冷凍食品の仕切りトレイ
⑥ボトル類	<ul style="list-style-type: none"> ・ シャンプーや台所用洗剤のボトル（ノズル部分も含む） ・ 食用油、ソースのボトル
⑦ふた・キャップ類	<ul style="list-style-type: none"> ・ びん・ペットボトルなどのプラスチック製のふた・キャップ ・ カプセルトイのカプセル（通称「ガチャガチャ」）
⑧緩衝材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気製品等の梱包用発泡スチロール（型枠状のもの） ・ 気泡緩衝材（商標「プチプチ」、「エアーキャップ」）
⑨その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食パン等の袋の口を留めるための留め具

※汚れがあるものは、きれいに洗い流して乾かして出してください。

※「可燃ごみ」を「容器包装プラスチック」として出すと入れた袋ごと収集しませんので
気をつけてください。

【容器包装プラスチックとして収集しないものの具体例】

区 分	品 目	分 別
○材質がプラスチックではないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・紙袋、包装紙 ・紙製のカップ麺のカップ ・鍋焼きうどんの容器（アルミ製） 	「可燃ごみ」
○ペットボトル ※プラスチック製の容器包装ではあるが、別に分別収集するため	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルのボトル 	「カン・ビン・ペットボトル本体」
○「容器」や「包装」ではないもの <ul style="list-style-type: none"> ・物を入れても包んでもないもの ・商品の一部のもの ・商品と分離しても不要にならないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・アイスクャンデーの棒 ・梱包用ひも ・輪ゴム ・ラベル、ステッカー ・ラップ・トイレットペーパーの芯 ・乾燥剤、保冷剤 ・バラ（にぎり寿司などの仕切りで使われる緑色のプラスチックフィルム） ・小粒の発泡スチロール製の緩衝材 ・ボールペンの軸 ・紅茶などのティーバッグ ・CD、DVD、ビデオテープなどのケース ・ラケットのケース 	「可燃ごみ」
	<ul style="list-style-type: none"> ・人形のケース（硬プラスチック製） ・楽器、カメラ等のケース 	「粗大ごみ」
○商品の「容器」や「包装」ではないもの <ul style="list-style-type: none"> ・中身が商品ではないもの ・中身の商品と一体性を有しないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーニングの袋 ・ダイレクトメールを入れた封筒 ・現像したフィルムのネガを入れた袋 ・かばん、エコバッグ 	「可燃ごみ」
○商品そのもの	<ul style="list-style-type: none"> ・CD、DVD ・ビデオテープ、カセットテープ ・小型のおもちゃ ・歯ブラシ ・ボールペン、サインペン ・ジッパー付き保存袋 ・スポンジ 	「可燃ごみ」

○商品そのもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンガー ・物干しハンガー ・ポリバケツ ・大型のおもちゃ ・ブラシ類 ・衣装ケース ・使い捨てライター ・携帯用カミソリ 	「粗大ごみ」
○商品の付属物であるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料パックのストロー ・コンビニ弁当のスプーン ・洗剤の計量カップ 	「可燃ごみ」
○チューブ・レトルトパック類 ※容器包装プラスチックであるが、汚れが落とすにくく、きれいに洗えないため	<ul style="list-style-type: none"> ・マヨネーズ、ケチャップ、ねりわさび、歯磨き粉などのチューブ ・カレーなどのレトルトパック 	「可燃ごみ」
○汚れのある「容器包装プラスチック」	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装プラスチックであるが、汚れているもの 	「可燃ごみ」

※本表は、容器包装プラスチックとして収集しないものの一例を示したものであり、全てではありません。

※わからない点がありましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

※可燃ごみの減量とリサイクル促進のため、容器包装プラスチックの分別収集にご協力よろしくお願ひ申し上げます。

○お問い合わせ先 田尻町住民部生活環境課 TEL 072-466-5005